

聖母の騎士高等学校 文化部活動方針

1 活動方針の趣旨

本校の学園訓の「人間の尊厳を保ち、精神的、肉体的諸能力を高め、善を求め、平和を愛し、秩序ある生活をとおして心身を鍛錬し、若き生命の喜びに輝く者として成長することを希求する。」ことを踏まえ、次の5点を活動の方針とする。

- ①部活動では、「生徒のバランスのとれた生活と成長の確保」・「生徒の発育・発達過程で最高のパフォーマンスの発揮ややる気・意欲の向上」のためにも、芸術文化及び科学の特性を踏まえつつ、文化部活動において適切な休養日及び活動時間を設定する。
- ②文化部活動の多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図る。
- ③生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育活動の一環として教育課程との関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に取り組む。
- ④知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」をはぐくみ、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- ⑤学校全体として文化部活動の指導・運営に関わる体制を構築する。

2 活動時間及び休養日

- | | |
|---------|---|
| ①平日 | 2時間以内(16:30～18:00 18:30完全下校) |
| ②土曜日・休日 | 3時間以内(13:00～16:00 16:30完全下校) ※練習計画を提出する |
| ③休養日 | 週に1日以上は必ず休養日にする
休日に試合や練習があった場合は、翌日を休養日にする。 |
| ④長期休業中 | 完全休養日以外は、上記活動時間と同様とする。 |

※本校の文化部の活動実施については、文化庁の提言を踏まえ、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する学校におけるこれらの取り組みが徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。

心身の健康管理については、障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮を徹底する。

事故防止については、施設・設備の点検や活動における安全対策等に、常時配慮する。

3 文化部活動に対する本校の現状

- ①部活動生徒や保護者の実情
1 学年 40 人定員の小規模校であるため、文化部活動数は「総合文化同好会」のみとなっている。
おもに学校の図書室や普通教室を利用して活動を行っている。
活動によっては、校庭や校外に出ることもある。保護者との関わりはない。
- ②「主体的自発的に取り組むこと」を目標年、できるだけ多様なニーズに応じた活動を行う。
- ③生徒同士のコミュニケーション能力を育てる。
- ④「礼儀」や各大会での「マナー」を育てる。

※ 文化部の活動時間・内容及び休養日等については、運動部活動方針に準ずるものとする。

参考:「文化庁の文化部活動の在り方に関するガイドライン」